

派遣関連情報 Ⅱ

複合業務の具体的取り扱いが明らかに！！

- ① 18年3月31日付けで密かに？出た通達により期間制限のない26業務とその他の業務との関係で、全体として期間制限のない業務なのか期間制限のかかる自由化業務とされるのかの取り扱いが具体的に示されました。
- ② 従来は26業務に密接不可分なその他業務で、1日または1週間当たりの就業時間数で、1割以下の場合は派遣受け入れ期間の制限を受けない業務として取り扱っていました。
- ③ このたびは「付随業務」に加え、「付随的業務」の新しい概念を加え、具体例を挙げ、明示したものです。
- ④ わかりづらいと思いますが、キーポイントはその「その他の業務」が、その派遣労働者だけに課せられた業務なのか、業務の円滑な遂行に欠くべからざる職場環境、人間関係の形成に不可分な、社会的なものなのか。というところです。

※ 具体的詳細またはご不明な点はお問い合わせください。

以上

平成18年6月現在
経営・労務の情報発信基地
樋口社会保険労務士事務所